

5 その他の事項の見直しについて

行政交渉について

行政と市民団体の関係における原理原則から言うと、地方自治は住民自治が原則であり、住民の意見を政策に反映するための機会として、住民との接触、交渉については十分にその機能を果たすべきと考えます。本委員会としてはそういった市民団体からの申し出を部局の区別に関わらず行政側が市民の利便に対応するために一つの窓口を設置することが望ましいと考えます。その上で事前にルール化された基準に基づき、日程、時間、出席者等については双方の都合や意見交換の上で適宜公正に行われる必要があります。また、過去の経緯を踏まえプライバシーに関わる部分がない限りは原則公開で行い、長時間、多人数による交渉は問題と考えます。また、行政による自主的、主体的な対応を求めます。

今後、同和問題にどう取り組むべきか

本委員会の出発点でもあります平成14年3月をもって同和対策事業を政府が打ち切るに至った経緯を踏まえ、対象地域が周辺地域と比較してまだ特別な施策を実施して改善を要するという生活環境等の実態的問題は解消したと委員の意見の一致を見ました。

今後の同和問題については、特別施策的なものではなくソフト面を主体に法令等を遵守し、市民の間における多様な価値観を尊重しながら、市民の自発的意見交換を促進するような条件整備については積極的に行うべきです。

行政が市民より上位に立つかのような観点は廃し、行政が市民の内心に直接語りかける行為は誤りであり、個別に起こる差別事象に対して行政が無制限責任を負うものでもないと考えます。人の心に時に誤解や偏見によって生じうる差別意識を行政が直接解消することは不可能です。誤解や偏見による差別意識をもっている人が仮にいても、周囲の人の取り組みによりそういう人が自分自身で自らの考えの誤りに気づくことで解消されていくと考えます。

行政のできる取り組みの一つとして、行政用語としての「同和」という言葉を今後、生駒市の業務では使わないということも検討いただく様提案します。

以上、様々な角度から意見を述べましたが、今後、提言に基づく早急な実施と、その取り組みを速やかに市民に情報公開され、市民に信頼される生駒市づくりを推進されることを強く希望します。

行政交渉